

令和 7 年 9 月 2 日 招 集

第 4 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

令和 7 年第 4 回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第 9 号	専決処分事項の報告について	令和 7 年 9 月 2 日		
報告第 10 号	専決処分事項の報告について	〃		
報告第 11 号	令和 6 年度決算に係る健全化判断比率 及び資金不足比率の報告について	〃		
議第 75 号	専決処分事項の承認について（令和 7 年 度天草市一般会計補正予算第 2 号）	〃		
議第 76 号	専決処分事項の承認について（令和 7 年 度天草市下水道事業会計補正予算第 2 号）	〃		
議第 77 号	天草市職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例の制定につ いて	〃		
議第 78 号	天草市職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 79 号	天草市公共施設等総合管理基金条例の 制定について	〃		
議第 80 号	天草市子ども・子育て会議条例の制定に ついて	〃		
議第 81 号	天草市行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定 個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	〃		
議第 82 号	天草市病院事業の設置等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第 83 号	天草市病院事業企業職員の給与の種類 及び基準に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	〃		
議第 84 号	天草市水道事業給水条例等の一部を改 正する条例の制定について	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第 8 5 号	天草市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	令和 7 年 9 月 2 日		
議第 8 6 号	字の区域の変更について	〃		
議第 8 7 号	字の区域の変更について	〃		
議第 8 8 号	字の区域の変更について	〃		
議第 8 9 号	財産の取得について	〃		
議第 9 0 号	財産の取得について	〃		
議第 9 1 号	令和 7 年度天草市一般会計補正予算（第 3 号）	〃		
議第 9 2 号	令和 7 年度天草市水道事業会計補正予算（第 1 号）	〃		
議第 9 3 号	令和 6 年度天草市一般会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第 9 4 号	令和 6 年度天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第 9 5 号	令和 6 年度天草市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第 9 6 号	令和 6 年度天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第 9 7 号	令和 6 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第 9 8 号	令和 6 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第 9 9 号	令和 6 年度天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第１００号	令和６年度天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	令和７年 ９月２日		
議第１０１号	令和６年度天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第１０２号	令和６年度天草市病院事業会計決算の認定について	〃		
議第１０３号	令和６年度天草市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃		
議第１０４号	令和６年度天草市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃		

報告第 9 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和 7 年 5 月 23 日（金曜日）午後 4 時頃
- 2 事故発生場所 天草市本渡町本戸馬場 1699 番地（西の久保公園内）
- 3 和解の相手方 天草市亀場町亀川 1886 番地 2
公益社団法人天草市シルバー人材センター（車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転する公用車が後退中に、駐車中の相手方車両に接触し、損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 406,804 円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 10 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和 7 年 5 月 22 日（木曜日）午後 1 時 30 分頃
- 2 事故発生場所 天草市五和町二江 4 4 5 2 番地 1 地先（市道通詞西方線）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、相手方車両が市道に敷設した側溝蓋上を通過した際、当該側溝蓋が脱落し、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 475,028 円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 11 号

令和 6 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 健全化判断比率

	天草市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.77%	20.00%
連結実質赤字比率	—	16.77%	30.00%
実質公債費比率	9.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	350.0%	—

2 資金不足比率

特別会計名	天草市	経営健全化基準
天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計	—	20.0%
天草市病院事業会計	—	
天草市水道事業会計	—	
天草市下水道事業会計	—	

議第 7 5 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 7 年度天草市一般会計補正予算（第 2 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第8号

専 決 処 分 書

令和7年度天草市一般会計補正予算（第2号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年8月19日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

令和7年8月10日から的大雨に伴う災害復旧に係る経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 7 年度天草市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度天草市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 843,468 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,169,917 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,381,953	77,800	8,459,753
	2 国庫補助金	2,056,692	77,800	2,134,492
16 県支出金		4,451,301	151,278	4,602,579
	1 県負担金	2,658,951	149,278	2,808,229
	2 県補助金	1,534,805	2,000	1,536,805
19 繰入金		3,481,256	299,590	3,780,846
	2 基金繰入金	3,428,196	299,590	3,727,786
22 市債		6,528,600	314,800	6,843,400
	1 市債	6,528,600	314,800	6,843,400
補正されなかった款項に係る額		37,483,339		37,483,339
歳入合計		60,326,449	843,468	61,169,917

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		19,672,769	168,578	19,841,347
	5 災害救助費	500	168,578	169,078
4 衛生費		6,247,575	158,600	6,406,175
	2 環境費	3,352,544	158,600	3,511,144
7 土木費		4,454,371	1,790	4,456,161
	7 住宅費	343,700	1,790	345,490
8 消防費		2,114,833	140,000	2,254,833
	1 消防費	2,114,833	140,000	2,254,833
10 災害復旧費		49,710	374,500	424,210
	1 農林水産施設災害復旧費	12,500	146,000	158,500
	2 公共土木施設災害復旧費	37,210	228,000	265,210
	3 文教施設災害復旧費	0	500	500
補正されなかった款項に係る額		27,787,191		27,787,191
歳出合計		60,326,449	843,468	61,169,917

第2表 地方債補正

1 変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	19,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換え することができる。	334,100	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

議第 76 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度天草市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第9号

専 決 処 分 書

令和7年度天草市下水道事業会計補正予算（第2号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年8月19日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

令和7年8月10日から的大雨に伴う災害復旧に係る経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年度天草市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度天草市の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的收入及び支出）

第2条 令和7年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 事業費	1,825,913 千円	12,000 千円	1,837,913 千円
第1項 営業費用	1,766,059 千円	12,000 千円	1,778,059 千円

（資本的收入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額604,245千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額57,160千円、過年度分損益勘定留保資金223,140千円、当年度分損益勘定留保資金323,945千円」を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額607,245千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額57,432千円、過年度分損益勘定留保資金223,140千円、当年度分損益勘定留保資金326,673千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	1,501,182 千円	3,000 千円	1,504,182 千円
第1項 建設改良費	959,392 千円	3,000 千円	962,392 千円

令和7年9月2日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 77 号

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 4 項前段中「定める者」の次に「（第 17 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 17 条の次に次の 3 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 17 条の 2 任命権者は、天草市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 36 号。以下この項において「育児休業条例」という。）第 27 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 育児休業条例第 27 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」とい

う。) に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３ 任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第１７条の３ 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２ 任命権者は、職員に対して、当該職員が４０歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１７条の４ 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これがこの条例を提出する理由である。

議第 78 号

天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 1 項及び第 2 項」を「第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 23 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 24 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を「育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）」に改め、「、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第 2 項中「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 24 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 24 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第

2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第25条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。次項において同じ。）」を加える。

第26条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部

分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の天草市職員の育児休業等に関する条例第24条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これがこの条例を提出する理由である。

議第 79 号

天草市公共施設等総合管理基金条例の制定について

天草市公共施設等総合管理基金条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市公共施設等総合管理基金条例

(設置)

第 1 条 本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づく公共施設等の解体、改修及び更新に要する経費の財源に充てるため、天草市公共施設等総合管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に規定する目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

基金を設けるには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定により、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 80 号

天草市子ども・子育て会議条例の制定について

天草市子ども・子育て会議条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 本市に、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、天草市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項の措置に係る協議

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(天草市次世代育成支援対策地域協議会条例の廃止)

- 3 天草市次世代育成支援対策地域協議会条例（平成18年天草市条例第128号）は、廃止する。

(提案理由)

附属機関を設置するには、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定により、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 8 1 号

天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年天草市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

2 6	市長	住登外者宛名番号管理機能 （市の事務を処理するために 利用する情報システムの機能 であって住登外者（市の住民 基本台帳に記録されていない 者をいう。以下同じ。）を特 定する固有の番号を付番し、 管理するものをいう。）によ る住登外者の情報の管理に関 する事務	住民票関係情報及び地方税関係情報
-----	----	--	------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第９条第２項の条例で定める事務を定めるため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 82 号

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天草市病院事業の設置等に関する条例（平成 21 年天草市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表国民健康保険天草市立河浦病院の項中「31 床及び療養病床 35 床」を「50 床」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 9 月 30 日から施行する。

（提案理由）

河浦病院の病床の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 83 号

天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 21 年天草市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条を第 30 条とし、第 28 条の次に次の 1 条を加える。

（特定任期付職員についての適用除外等）

第 29 条 第 4 条から第 6 条まで、第 8 条、第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 14 条の規定は、天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 5 年天草市条例第 37 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（次項において「特定任期付職員」という。）には適用しない。

2 特定任期付職員に対する第 17 条の規定の適用については、同条中「第 4 条の規定に基づき管理職手当を支給される職員」とあるのは、「天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 5 年天草市条例第 37 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 5 年天草市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「職員（」の次に「地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条第 1 項に規定する企業職員を除く。」を加える。

（提案理由）

病院事業において、天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和５年天草市条例第３７号）第２条第１項の規定による任期を定めた職員の採用をするために必要な事項を定めるため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 8 4 号

天草市水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(天草市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 天草市水道事業給水条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 5 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 2 3 条関係）

料金区分 用途区分	基本料金（1 月につき）		従量料金		
	メーター口径	料金	区分	水量	料金 （1 立方メートルにつき）
一般用	1 3 ミリメートル	1, 5 0 0 円	第 1 段	1 立方メートル以上 8 立方メートル以下	7 0 円
	2 0 ミリメートル	1, 9 0 0 円			
	2 5 ミリメートル	2, 5 0 0 円	第 2 段	9 立方メートル以上 3 0 立方メートル以下	2 8 0 円
	3 0 ミリメートル	3, 8 0 0 円			
	4 0 ミリメートル	4, 3 0 0 円			

	50ミリメートル	6,300円	第3段	31立方メートル以上50立方メートル以下	290円
	75ミリメートル	10,100円			
	100ミリメートル以上	20,200円	第4段	51立方メートル以上100立方メートル以下	295円
			第5段	101立方メートル以上	300円
公衆浴場用	2,500円		1立方メートルにつき		100円
一時用	1立方メートルにつき				325円

（備考）

- 1 「一般用」とは、公衆浴場用及び一時用以外の用途をいう。
- 2 「公衆浴場用」とは、一般公衆浴場において使用するものをいう。
- 3 「一時用」とは、工事現場等の仮設給水施設及び船舶において使用するものをいう。

（天草市下水道条例の一部改正）

第2条 天草市下水道条例（平成18年天草市条例第246号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

汚水の種類	区分	汚水量	使用料（月額）
一般用	基本料金		1,200円
	従量料金 1立方メートルにつき	1立方メートル以上8立方メートル以下	45円
		9立方メートル以上30立方メートル以下	240円
		31立方メートル以上50立方メートル以下	255円
		51立方メートル以上100立方メートル以下	275円

		101立方メートル以上	300円
公衆浴場用	基本料金		1,200円
	従量料金	1立方メートルにつき	26円

（備考）

- 1 「一般用」とは、公衆浴場用の汚水以外の汚水をいう。
- 2 「公衆浴場用」とは、一般公衆浴場から排除される汚水をいう。

（天草市集落排水処理施設条例の一部改正）

第3条 天草市集落排水処理施設条例（平成27年天草市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

汚水の種類	区分	汚水量	使用料（月額）
一般用	基本料金		1,200円
	従量料金1立方メートルにつき	1立方メートル以上8立方メートル以下	45円
		9立方メートル以上30立方メートル以下	240円
		31立方メートル以上50立方メートル以下	255円
		51立方メートル以上100立方メートル以下	275円
		101立方メートル以上	300円
公衆浴場用	基本料金		1,200円
	従量料金	1立方メートルにつき	26円

（備考）

- 1 「一般用」とは、公衆浴場用の汚水以外の汚水をいう。
- 2 「公衆浴場用」とは、一般公衆浴場において排除される汚水をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和８年２月１日から施行する。

（天草市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第１条の規定による改正後の天草市水道事業給水条例（以下「新給水条例」という。）別表第２の規定は、令和８年４月請求分以後の水道料金について適用し、同年３月請求分以前の水道料金については、なお従前の例による。

（令和８年４月請求分から令和９年３月請求分までの水道料金の特例）

3 新給水条例第２３条及び前項の規定にかかわらず、令和８年４月請求分から令和９年３月請求分までの水道料金は、１月につき次の表に定める基本料金と従量料金との合計額に１０分の１１０を乗じて得た額とする。この場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

料金区分 用途区分	基本料金（１月につき）		従量料金		
	メーター口径	料金	区分	水量	料金 （１立方メートルにつき）
一般用	１３ミリメートル	１，３５０円	第１段	１立方メートル以上 ８立方メートル以下	６３円
	２０ミリメートル	１，７００円			
	２５ミリメートル	２，２５０円	第２段	９立方メートル以上 ３０立方メートル以下	２５０円
	３０ミリメートル	３，４００円			
	４０ミリメートル	３，８５０円			
	５０ミリメートル	５，６５０円	第３段	３１立方メートル以上 ５０立方メートル以下	２６０円
	７５ミリメートル	９，０５０円			
	１００ミリ	１８，１００円	第４段	５１立方メートル以上	２６５円

	メートル以上	円	上 100 立方メートル以下	
			第 5 段 101 立方メートル以上	270 円
公衆浴場用	2, 250 円		1 立方メートルにつき	90 円
一時用	1 立方メートルにつき			293 円

(備考)

- 1 「一般用」とは、公衆浴場用及び一時用以外の用途をいう。
- 2 「公衆浴場用」とは、一般公衆浴場において使用するものをいう。
- 3 「一時用」とは、工事現場等の仮設給水施設及び船舶において使用するものをいう。

(天草市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第 2 条の規定による改正後の天草市下水道条例（以下「新下水道条例」という。）別表の規定は、令和 8 年 4 月請求分以後の使用料について適用し、同年 3 月請求分以前の料金については、なお従前の例による。

(令和 8 年 4 月請求分から令和 9 年 3 月請求分までの下水道使用料の特例)

- 5 新下水道条例第 17 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、令和 8 年 4 月請求分から令和 9 年 3 月請求分までの使用料の額は、毎使用月において、次の表に定める基本料金と従量料金との合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。この場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

汚水の種類	区分	汚水量	使用料（月額）
一般用	基本料金		1, 000 円
	従量料金 1 立方メートルにつき	1 立方メートル以上 8 立方メートル以下	40 円
		9 立方メートル以上 30 立方メートル以下	210 円
		31 立方メートル以上 50 立方メートル以下	225 円
		51 立方メートル以上 100 立方メートル以下	240 円

		101立方メートル以上	265円
公衆浴場用	基本料金		1,000円
	従量料金	1立方メートルにつき	23円

(備考)

1 「一般用」とは、公衆浴場用の汚水以外の汚水をいう。

2 「公衆浴場用」とは、一般公衆浴場から排除される汚水をいう。

(天草市集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第3条の規定による改正後の天草市集落排水処理施設条例（以下「新集落排水処理施設条例」という。）別表の規定は、令和8年4月請求分以後の使用料について適用し、同年3月請求分以前の料金については、なお従前の例による。

(令和8年4月請求分から令和9年3月請求分までの集落排水処理施設使用料の特例)

7 新集落排水処理施設条例第16条第1項及び前項の規定にかかわらず、令和8年4月請求分から令和9年3月請求分までの使用料の額は、毎使用月において、次の表に定める基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

汚水の種類	区分	汚水量	使用料（月額）
一般用	基本料金		1,000円
	従量料金 1立方メートルにつき	1立方メートル以上8立方メートル以下	40円
		9立方メートル以上30立方メートル以下	210円
		31立方メートル以上50立方メートル以下	225円
		51立方メートル以上100立方メートル以下	240円
		101立方メートル以上	265円
公衆浴場用	基本料金		1,000円
	従量料金	1立方メートルにつき	23円

(備考)

- 1 「一般用」とは、公衆浴場用の汚水以外の汚水をいう。
- 2 「公衆浴場用」とは、一般公衆浴場において排除される汚水をいう。

（提案理由）

天草市上下水道運営審議会の水道料金及び下水道使用料に係る答申を踏まえ、水道料金、下水道使用料及び集落排水処理施設使用料の額の改定を行うため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 85 号

天草市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市立幼稚園条例の一部を改正する条例

天草市立幼稚園条例（平成 18 年天草市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表天草市立本渡南幼稚園の項の前に次のように加える。

天草市立あまくさ幼稚園	天草市浜崎町 4 番 9 号
-------------	----------------

第 2 条の表天草市立本渡南幼稚園の項から天草市立亀場幼稚園の項までを削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市立幼稚園の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 86 号

字の区域の変更について

天草市の字の区域を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

変更前 の大字	変更前 の 字	区 域	変更後 の大字	変更後 の 字
本町下河 内	平田	2223 番 1 の一部、2223 番 2 の一部、2224 番から 2227 番までの一部	本町下河 内	下向
本町下河 内	屋敷前	2006 番の一部、2007 番の一部	本町下河 内	平田
本町下河 内	平田	2006 番に隣接する水路である公有地の全部	本町下河 内	屋敷前
本町下河 内	下向	900 番の一部、901 番の一部、902 番の一部、910 番 1 の一部及びこれらに隣接する道路である公有地の一部	本町下河 内	時藤
本町新休	横久保	25 番 6、25 番 18 及びこれらに隣接する道路である公有地の全部	本町新休	中鶴

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 8 7 号

字の区域の変更について

天草市の字の区域を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

変更前 の大字	変更前 の 字	区 域	変更後 の大字	変更後 の 字
本町下河 内	中ノ迫	1 4 8 5 番 1 の一部、1 4 8 6 番の一部及びこれらに隣接する道路である公有地の全部	本町下河 内	栢ノ原
本町下河 内	江川内	1 5 7 2 番 2 の一部及びこれに隣接する道路である公有地の全部並びに 1 5 3 9 番 1 の一部	本町下河 内	栢ノ原
本町下河 内	栢ノ原	1 5 9 4 番 2 の一部	本町下河 内	江川内
本町下河 内	北平	字栢の原 1 6 1 2 番 3 及び 1 6 1 3 番に隣接する水路である公有地の全部	本町下河 内	栢ノ原

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 88 号

字の区域の変更について

天草市の字の区域を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

変更前 の大字	変更前 の 字	区 域	変更後 の大字	変更後 の 字
有明町 上津浦	大田原	891 番 2 の一部及びこれに隣接する水路である公有地の全部	有明町 上津浦	大友
有明町 上津浦	大友	855 番から 857 番までの一部、858 番 1 の一部、859 番 1 の一部、859 番 2 の一部、860 番から 863 番までの一部、864 番 1 の一部、864 番 2 の一部、865 番 1 の一部、866 番 1 の一部、866 番 2 の一部、867 番の一部、868 番の一部、869 番 1 の一部、870 番 1 の一部、871 番 1 の一部、872 番 1 の一部、872 番 2 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	有明町 上津浦	大田原
有明町 上津浦	吉原	233 番から 235 番まで、237 番、238 番、241 番、242 番、245 番、246 番、249 番、285 番、286 番、288 番から 290 番までの地先の道路である公有地の一部	有明町 上津浦	湯ノ葉

有明町 上津浦	湯ノ葉	203番1、203番3、205番の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	有明町 上津浦	宇土ノ迫
有明町 上津浦	吉原	290番、291番、293番から297番まで、298番1の地先の道路である公有地の一部	有明町 上津浦	宇土ノ迫
有明町 上津浦	吉原	264番1の一部、264番2の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに266番1、267番1、268番1、269番1、270番1、271番1、298番1に隣接する道路、水路である公有地の一部	有明町 上津浦	山川
有明町 上津浦	吉原	298番1の地先の道路である公有地の一部	有明町 上津浦	通山
有明町 上津浦	宇土ノ迫	311番1、320番1、321番1、326番1、328番1に隣接する道路、水路である公有地の一部	有明町 上津浦	通山
有明町 上津浦	山川	583番3の一部及び570番2、570番3、571番から577番まで、578番1、578番3、579番1、580番2、581番、582番、583番1、583番2、584番の地先の道路である公有地の一部	有明町 上津浦	通山
有明町 上津浦	上山川	4314番1、4316番3に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに4313番の一部、4322番の一部、4336番3の一部、4337番5及び4322番に隣接する道路である公有地の一部	有明町 上津浦	通山

有明町 上津浦	通山	字上山川 4 3 3 6 番 3 に隣接する道路 である公有地の一部	有明町 上津浦	上山川
有明町 上津浦	通山	5 1 4 番の地先の道路である公有地の 全部並びに 5 1 0 番 1、5 1 0 番 4、5 1 1 番の地先の道路である公有地の全 部	有明町 上津浦	中村

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 89 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的 | 消防団員用活動服更新に伴うもの |
| 2 | 品名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得金額 | 71,338,410円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 天草市本渡町本渡2571番地3
名称 有限会社ヤマシタ屋
代表者 代表取締役 山下 通輝 |

（提案理由）

予定価格が2千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成18年天草市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和7年度消防団員用活動服上衣2,169着ほか内訳書

1 品名、納入場所、数量、取得金額及び取得購入の相手方

品名	納入場所	数量 (セット)	取得金額	取得購入の相手方
消防団員用活動服上衣ほか	天草市役所 本庁	468	71,338,410円	天草市本渡町本渡2571番地3 有限会社ヤマシタ屋 代表取締役 山下 通輝
	天草市役所 牛深支所	395		
	天草市役所 有明支所	181		
	天草市役所 御所浦支所	113		
	天草市役所 倉岳支所	116		
	天草市役所 栖本支所	127		
	天草市役所 新和支所	120		
	天草市役所 五和支所	281		
	天草市役所 天草支所	142		
	天草市役所 河浦支所	226		
	計	2,169		

2 内訳

消防団員用活動服 上衣	2,169着
消防団員用活動服 下衣	2,169着
消防団員用アポロキャップ	2,169個

3 納入期限

令和8年3月10日

議第 90 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 避難所の環境整備に伴うもの |
| 2 | 品名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得金額 | 22,152,900円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 天草市東町13番地22
名称 株式会社ダンテック 天草営業所
代表者 所長 田中 隆行 |

（提案理由）

予定価格が2千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成18年天草市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和7年度折り畳み式簡易ベッド(避難所用)内訳書

1 品名、納入場所、数量、取得金額及び取得購入の相手方

品名	納入場所	数量 (セット)	取得金額	取得購入の相手方
折り畳み式簡易ベッド (避難所用)	天草市役所 南公園倉庫	218	22,152,900円	天草市東町13番地22 株式会社ダンテック 天草営業所 所長 田中 隆行
	天草市役所 牛深支所	300		
	天草市役所 有明支所	200		
	天草市役所 御所浦支所	150		
	天草市役所 倉岳支所	150		
	天草市役所 栖本支所	150		
	天草市役所 新和支所	150		
	天草市役所 五和支所	250		
	天草市役所 天草支所	150		
	天草市役所 河浦支所	200		
	計	1,918		

2 内訳

ベッド本体

ベッド本体の収納袋

上下移動・高さ調整機能・バンド付枕

不織布シーツ

シーツ固定用バンド

3 納入期限

令和8年2月27日

令和7年度天草市一般会計補正予算（第3号）

令和7年度天草市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109,237千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,279,154千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年9月2日提出

天草市長 馬場 昭治

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,459,753	52,665	8,512,418
	2 国庫補助金	2,134,492	52,665	2,187,157
16 県支出金		4,602,579	35,291	4,637,870
	2 県補助金	1,536,805	35,291	1,572,096
19 繰入金		3,780,846	21,281	3,802,127
	2 基金繰入金	3,727,786	21,281	3,749,067
補正されなかった款項に係る額		44,326,739		44,326,739
歳入合計		61,169,917	109,237	61,279,154

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,905,101	51,546	8,956,647
	1 総務管理費	8,090,235	51,546	8,141,781
3 民生費		19,841,347	10,771	19,852,118
	2 高齢者福祉費	4,804,523	10,771	4,815,294
5 農林水産業費		2,543,066	16,130	2,559,196
	2 林業費	336,742	1,130	337,872
	3 水産業費	740,869	15,000	755,869
6 商工費		2,665,165	30,000	2,695,165
	1 商工費	2,665,165	30,000	2,695,165
9 教育費		6,876,396	790	6,877,186
	4 幼稚園費	85,878	790	86,668
補正されなかった款項に係る額		20,338,842		20,338,842
歳 出 合 計		61,169,917	109,237	61,279,154

第2表 債務負担行為補正

1 追 加 (単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
天草市民センター・牛深総合センター指定管理料	令和8年度～令和12年度	474,878

令和7年度天草市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度天草市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第1款 事業費	2,282,262 千円	9,639 千円	2,291,901 千円
第1項 営業費用	2,193,021 千円	9,639 千円	2,202,660 千円

令和7年9月2日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 93 号

令和 6 年度天草市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度天草市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和6年度
天草市一般会計歳入歳出決算書

歳入合計	61,080,617,325	円
歳出合計	56,743,949,998	円
歳入歳出差引残額	4,336,667,327	円
うち翌年度へ繰越すべき財源	324,991,000	円

令和6年度 一般会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 市税		7,289,673,000	7,641,486,066	7,496,065,603	15,886,602	130,295,861	206,392,603
	1 市民税	2,716,911,000	2,870,092,787	2,827,501,153	4,434,189	38,738,045	110,590,153
	2 固定資産税	3,380,721,000	3,550,931,204	3,460,646,608	9,916,294	80,522,600	79,925,608
	3 軽自動車税	309,995,000	327,384,527	323,222,625	522,564	3,660,238	13,227,625
	4 市たばこ税	547,000,000	545,657,737	545,657,737	0	0	△ 1,342,263
	6 入湯税	27,000,000	25,058,600	25,058,600	0	0	△ 1,941,400
	7 都市計画税	308,046,000	322,361,211	313,978,880	1,013,555	7,374,978	5,932,880
2 地方譲与税		578,586,000	574,307,000	574,307,000	0	0	△ 4,279,000
	1 地方揮発油譲与税	114,000,000	115,780,000	115,780,000	0	0	1,780,000
	2 自動車重量譲与税	359,000,000	354,319,000	354,319,000	0	0	△ 4,681,000
	3 森林環境譲与税	104,586,000	102,617,000	102,617,000	0	0	△ 1,969,000
	4 航空機燃料譲与税	1,000,000	1,591,000	1,591,000	0	0	591,000
3 利子割交付金		1,000,000	2,447,000	2,447,000	0	0	1,447,000
	1 利子割交付金	1,000,000	2,447,000	2,447,000	0	0	1,447,000
4 配当割交付金		34,000,000	29,156,000	29,156,000	0	0	△ 4,844,000
	1 配当割交付金	34,000,000	29,156,000	29,156,000	0	0	△ 4,844,000
5 株式等譲渡所 得割交付金		34,000,000	49,004,000	49,004,000	0	0	15,004,000
	1 株式等譲渡所得割 交付金	34,000,000	49,004,000	49,004,000	0	0	15,004,000

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
6 法人事業税交 付金		145,000,000	151,139,000	151,139,000	0	0	6,139,000
	1 法人事業税交付金	145,000,000	151,139,000	151,139,000	0	0	6,139,000
7 地方消費税交 付金		1,852,000,000	1,988,139,000	1,988,139,000	0	0	136,139,000
	1 地方消費税交付金	1,852,000,000	1,988,139,000	1,988,139,000	0	0	136,139,000
8 ゴルフ場利用 税交付金		10,000,000	9,811,725	9,811,725	0	0	△ 188,275
	1 ゴルフ場利用税交 付金	10,000,000	9,811,725	9,811,725	0	0	△ 188,275
9 環境性能割交 付金		49,000,000	54,697,000	54,697,000	0	0	5,697,000
	1 環境性能割交付金	49,000,000	54,697,000	54,697,000	0	0	5,697,000
10 地方特例交付 金		295,104,000	310,924,000	310,924,000	0	0	15,820,000
	1 地方特例交付金	295,104,000	310,924,000	310,924,000	0	0	15,820,000
11 地方交付税		22,830,341,000	23,323,832,000	23,323,832,000	0	0	493,491,000
	1 地方交付税	22,830,341,000	23,323,832,000	23,323,832,000	0	0	493,491,000
12 交通安全対策 特別交付金		6,000,000	4,387,000	4,387,000	0	0	△ 1,613,000
	1 交通安全対策特別 交付金	6,000,000	4,387,000	4,387,000	0	0	△ 1,613,000
13 分担金及び負 担金		131,116,000	112,640,266	108,699,882	0	3,940,384	△ 22,416,118
	1 分担金	50,758,000	30,541,848	29,675,242	0	866,606	△ 21,082,758
	2 負担金	80,358,000	82,098,418	79,024,640	0	3,073,778	△ 1,333,360

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
14 使用料及び手数料		697,539,000	670,289,969	631,299,141	1,071,700	37,919,128	△ 66,239,859
	1 使用料	492,540,000	476,568,513	442,746,985	1,071,700	32,749,828	△ 49,793,015
	2 手数料	204,999,000	193,721,456	188,552,156	0	5,169,300	△ 16,446,844
15 国庫支出金		10,116,610,000	9,136,837,808	9,136,837,808	0	0	△ 979,772,192
	1 国庫負担金	5,871,277,000	5,780,284,280	5,780,284,280	0	0	△ 90,992,720
	2 国庫補助金	4,227,700,000	3,337,886,692	3,337,886,692	0	0	△ 889,813,308
	3 国庫委託金	17,633,000	18,666,836	18,666,836	0	0	1,033,836
16 県支出金		4,752,229,000	4,046,194,833	4,046,194,833	0	0	△ 706,034,167
	1 県負担金	2,552,547,000	2,480,747,652	2,480,747,652	0	0	△ 71,799,348
	2 県補助金	1,989,032,000	1,362,707,594	1,362,707,594	0	0	△ 626,324,406
	3 県委託金	210,650,000	202,739,587	202,739,587	0	0	△ 7,910,413
17 財産収入		129,154,000	125,266,210	120,834,143	345,205	4,086,862	△ 8,319,857
	1 財産運用収入	92,833,000	96,517,957	92,085,890	345,205	4,086,862	△ 747,110
	2 財産売払収入	36,321,000	28,748,253	28,748,253	0	0	△ 7,572,747
18 寄附金		2,516,000,000	2,230,124,402	2,230,124,402	0	0	△ 285,875,598
	1 寄附金	2,516,000,000	2,230,124,402	2,230,124,402	0	0	△ 285,875,598
19 繰入金		3,736,976,000	3,536,591,047	3,536,591,047	0	0	△ 200,384,953
	2 基金繰入金	3,736,976,000	3,536,591,047	3,536,591,047	0	0	△ 200,384,953
20 繰越金		2,300,020,200	2,300,020,224	2,300,020,224	0	0	24
	1 繰越金	2,300,020,200	2,300,020,224	2,300,020,224	0	0	24

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
21 諸収入		999,319,000	1,021,475,645	956,106,517	0	65,369,128	△ 43,212,483
	1 延滞金、加算金及 び過料	2,335,000	2,334,049	2,334,049	0	0	△ 951
	2 市預金利子	49,000	3,863,979	3,863,979	0	0	3,814,979
	3 貸付金元利収入	520,000	756,553	533,449	0	223,104	13,449
	4 受託事業収入	45,658,000	40,274,617	40,274,617	0	0	△ 5,383,383
	5 雑入	950,757,000	974,246,447	909,100,423	0	65,146,024	△ 41,656,577
22 市債		5,301,200,000	4,020,000,000	4,020,000,000	0	0	△ 1,281,200,000
	1 市債	5,301,200,000	4,020,000,000	4,020,000,000	0	0	△ 1,281,200,000
歳 入 合 計		63,804,867,200	61,338,770,195	61,080,617,325	17,303,507	241,611,363	△ 2,724,249,875

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 議会費		270,485,000	257,244,855	0	13,240,145	13,240,145
	1 議会費	270,485,000	257,244,855	0	13,240,145	13,240,145
2 総務費		11,711,571,000	10,383,897,377	312,551,000	1,015,122,623	1,327,673,623
	1 総務管理費	10,965,241,000	9,734,641,598	312,551,000	918,048,402	1,230,599,402
	2 徴税費	312,511,000	292,483,696	0	20,027,304	20,027,304
	3 地籍調査費	40,925,000	32,019,924	0	8,905,076	8,905,076
	4 戸籍住民基本台帳費	190,729,000	177,333,143	0	13,395,857	13,395,857
	5 選挙費	146,308,000	95,136,584	0	51,171,416	51,171,416
	6 統計調査費	29,229,000	26,784,502	0	2,444,498	2,444,498
	7 監査委員費	26,628,000	25,497,930	0	1,130,070	1,130,070
3 民生費		20,375,593,000	18,668,505,238	123,718,000	1,583,369,762	1,707,087,762
	1 社会福祉費	7,785,206,000	6,521,880,729	99,514,000	1,163,811,271	1,263,325,271
	2 高齢者福祉費	4,476,828,000	4,375,743,655	0	101,084,345	101,084,345
	3 児童福祉費	6,702,301,000	6,371,079,021	24,204,000	307,017,979	331,221,979
	4 生活保護費	1,410,458,000	1,399,331,833	0	11,126,167	11,126,167
	5 災害救助費	800,000	470,000	0	330,000	330,000

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
4 衛生費		6,726,282,166	5,828,482,053	1,549,000	896,251,113	897,800,113
	1 保健衛生費	1,282,323,000	965,412,766	1,549,000	315,361,234	316,910,234
	2 環境費	3,663,343,166	3,125,588,334	0	537,754,832	537,754,832
	3 斎場費	138,351,000	138,351,000	0	0	0
	4 水道費	395,116,000	368,735,192	0	26,380,808	26,380,808
	5 病院費	1,104,455,000	1,099,455,000	0	5,000,000	5,000,000
	6 看護専門学校費	142,694,000	130,939,761	0	11,754,239	11,754,239
5 農林水産業費		3,591,260,000	2,507,700,389	580,776,000	502,783,611	1,083,559,611
	1 農業費	1,832,709,000	1,424,684,947	187,341,000	220,683,053	408,024,053
	2 林業費	316,456,000	262,276,951	0	54,179,049	54,179,049
	3 水産業費	1,442,095,000	820,738,491	393,435,000	227,921,509	621,356,509
6 商工費		3,204,073,000	2,565,605,674	64,500,000	573,967,326	638,467,326
	1 商工費	3,204,073,000	2,565,605,674	64,500,000	573,967,326	638,467,326
7 土木費		3,822,622,000	3,230,284,427	284,272,000	308,065,573	592,337,573
	1 土木管理費	232,478,000	204,418,628	0	28,059,372	28,059,372
	2 道路橋梁費	2,122,290,000	1,733,667,089	278,272,000	110,350,911	388,622,911
	3 河川費	308,169,000	284,749,567	6,000,000	17,419,433	23,419,433
	4 港湾費	147,629,000	138,591,146	0	9,037,854	9,037,854
	5 都市計画費	688,328,000	573,939,972	0	114,388,028	114,388,028
	7 住宅費	323,728,000	294,918,025	0	28,809,975	28,809,975

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
8 消防費		2,129,282,200	1,981,675,356	43,670,000	103,936,844	147,606,844
	1 消防費	2,129,282,200	1,981,675,356	43,670,000	103,936,844	147,606,844
9 教育費		4,827,153,000	4,362,017,763	104,075,000	361,060,237	465,135,237
	1 教育総務費	1,298,342,000	1,192,517,801	0	105,824,199	105,824,199
	2 小学校費	350,703,000	315,092,408	0	35,610,592	35,610,592
	3 中学校費	778,630,000	749,185,950	0	29,444,050	29,444,050
	4 幼稚園費	93,119,000	86,311,615	0	6,807,385	6,807,385
	6 学校給食費	1,028,875,000	953,582,985	0	75,292,015	75,292,015
	7 社会教育費	1,277,484,000	1,065,327,004	104,075,000	108,081,996	212,156,996
10 災害復旧費		390,572,000	249,701,160	100,627,000	40,243,840	140,870,840
	1 農林水産施設災害復 旧費	173,374,000	98,782,272	66,533,000	8,058,728	74,591,728
	2 公共土木施設災害復 旧費	217,198,000	150,918,888	34,094,000	32,185,112	66,279,112
11 公債費		6,740,643,000	6,708,835,706	0	31,807,294	31,807,294
	1 公債費	6,740,643,000	6,708,835,706	0	31,807,294	31,807,294
13 予備費		15,330,834	0	0	15,330,834	15,330,834
	1 予備費	15,330,834	0	0	15,330,834	15,330,834
歳 出 合 計		63,804,867,200	56,743,949,998	1,615,738,000	5,445,179,202	7,060,917,202

議第 94 号

令和 6 年度天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和6年度

天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	11,211,063,402 円
歳出合計	11,203,122,375 円
歳入歳出差引残額	7,941,027 円

令和6年度 国民健康保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 国民健康保険 税		1,410,358,000	1,576,656,271	1,438,263,638	10,909,661	127,812,491	27,905,638
	1 国民健康保険税	1,410,358,000	1,576,656,271	1,438,263,638	10,909,661	127,812,491	27,905,638
2 使用料及び手 数料		1,000,000	737,100	737,100	0	0	△ 262,900
	2 手数料	1,000,000	737,100	737,100	0	0	△ 262,900
3 国庫支出金		5,394,000	4,195,000	4,195,000	0	0	△ 1,199,000
	2 国庫補助金	5,394,000	4,195,000	4,195,000	0	0	△ 1,199,000
5 県支出金		9,133,207,000	8,607,822,347	8,607,822,347	0	0	△ 525,384,653
	1 県負担金・補助金	9,133,207,000	8,607,822,347	8,607,822,347	0	0	△ 525,384,653
6 財産収入		831,000	809,518	809,518	0	0	△ 21,482
	1 財産運用収入	831,000	809,518	809,518	0	0	△ 21,482
7 繰入金		1,098,787,000	1,033,516,000	1,033,516,000	0	0	△ 65,271,000
	1 一般会計繰入金	995,987,000	930,716,000	930,716,000	0	0	△ 65,271,000
	2 基金繰入金	102,800,000	102,800,000	102,800,000	0	0	0
8 繰越金		84,153,000	84,153,328	84,153,328	0	0	328
	1 繰越金	84,153,000	84,153,328	84,153,328	0	0	328
9 諸収入		14,424,000	41,566,471	41,566,471	0	0	27,142,471
	1 延滞金、加算金及 び過料	4,100,000	4,266,533	4,266,533	0	0	166,533
	2 預金利子	129,000	149,444	149,444	0	0	20,444
	3 雑入	10,195,000	37,150,494	37,150,494	0	0	26,955,494
歳 入 合 計		11,748,154,000	11,349,456,035	11,211,063,402	10,909,661	127,812,491	△ 537,090,598

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		164,172,000	152,848,236	0	11,323,764	11,323,764
	1 総務管理費	144,677,000	135,671,450	0	9,005,550	9,005,550
	2 徴税費	7,074,000	5,669,275	0	1,404,725	1,404,725
	3 運営協議会費	579,000	278,418	0	300,582	300,582
	4 国民健康保険特別対 策事業費	11,842,000	11,229,093	0	612,907	612,907
2 保険給付費		8,737,741,000	8,251,136,302	0	486,604,698	486,604,698
	1 療養諸費	7,477,758,000	7,082,187,110	0	395,570,890	395,570,890
	2 高額療養費	1,237,768,000	1,156,469,708	0	81,298,292	81,298,292
	3 移送費	300,000	0	0	300,000	300,000
	4 出産育児諸費	18,000,000	9,331,818	0	8,668,182	8,668,182
	5 葬祭諸費	3,600,000	3,140,000	0	460,000	460,000
	6 傷病手当金	315,000	7,666	0	307,334	307,334
3 国民健康保険 事業費納付金		2,583,997,000	2,583,995,958	0	1,042	1,042
	1 医療給付費分	1,868,629,000	1,868,628,694	0	306	306
	2 後期高齢者支援金等 分	541,039,000	541,038,576	0	424	424
	3 介護納付金分	174,329,000	174,328,688	0	312	312

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
6 保健事業費		144,577,000	124,788,861	0	19,788,139	19,788,139
	1 保健事業費	10,124,000	8,457,692	0	1,666,308	1,666,308
	2 特定健康診査等事業 費	105,912,000	90,040,607	0	15,871,393	15,871,393
	3 総合保健施設事業費	28,541,000	26,290,562	0	2,250,438	2,250,438
7 基金積立金		831,000	809,518	0	21,482	21,482
	1 基金積立金	831,000	809,518	0	21,482	21,482
9 諸支出金		96,836,000	89,543,500	0	7,292,500	7,292,500
	1 償還金及び還付加算 金	12,247,000	4,954,500	0	7,292,500	7,292,500
	2 繰出金	84,589,000	84,589,000	0	0	0
10 予備費		20,000,000	0	0	20,000,000	20,000,000
	1 予備費	20,000,000	0	0	20,000,000	20,000,000
歳 出 合 計		11,748,154,000	11,203,122,375	0	545,031,625	545,031,625

議第 95 号

令和 6 年度天草市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度天草市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和6年度

天草市介護保険特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	11,795,387,305	円
歳出合計	11,370,024,498	円
歳入歳出差引残額	425,362,807	円

令和6年度 介護保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 保険料		1,790,258,000	1,812,201,250	1,806,626,346	1,552,880	4,661,376	16,368,346
	1 介護保険料	1,790,258,000	1,812,201,250	1,806,626,346	1,552,880	4,661,376	16,368,346
2 使用料及び手数料		200,000	211,700	211,700	0	0	11,700
	1 手数料	200,000	211,700	211,700	0	0	11,700
3 国庫支出金		3,080,553,000	3,086,181,764	3,086,181,764	0	0	5,628,764
	1 国庫負担金	1,907,013,000	1,907,013,550	1,907,013,550	0	0	550
	2 国庫補助金	1,173,540,000	1,179,168,214	1,179,168,214	0	0	5,628,214
4 支払基金交付金		2,884,416,000	2,804,818,802	2,804,818,802	0	0	△ 79,597,198
	1 支払基金交付金	2,884,416,000	2,804,818,802	2,804,818,802	0	0	△ 79,597,198
5 県支出金		1,654,611,000	1,601,655,358	1,601,655,358	0	0	△ 52,955,642
	1 県負担金	1,566,261,000	1,513,338,528	1,513,338,528	0	0	△ 52,922,472
	2 県補助金	88,350,000	88,316,830	88,316,830	0	0	△ 33,170
6 財産収入		722,000	702,883	702,883	0	0	△ 19,117
	1 財産運用収入	722,000	702,883	702,883	0	0	△ 19,117
7 繰入金		1,934,043,000	1,934,043,000	1,934,043,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	1,728,043,000	1,728,043,000	1,728,043,000	0	0	0
	2 基金繰入金	206,000,000	206,000,000	206,000,000	0	0	0
8 繰越金		554,163,000	554,163,307	554,163,307	0	0	307
	1 繰越金	554,163,000	554,163,307	554,163,307	0	0	307

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
9 諸収入		964,000	12,213,442	6,984,145	5,229,297	0	6,020,145
	1 延滞金、加算金及 び過料	120,000	147,380	147,380	0	0	27,380
	2 預金利子	331,000	230,087	230,087	0	0	△ 100,913
	3 雑入	513,000	11,835,975	6,606,678	5,229,297	0	6,093,678
歳 入 合 計		11,899,930,000	11,806,191,506	11,795,387,305	6,782,177	4,661,376	△ 104,542,695

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		257,540,000	232,512,063	0	25,027,937	25,027,937
	1 総務管理費	140,482,000	131,115,294	0	9,366,706	9,366,706
	2 徴収費	4,696,000	4,288,224	0	407,776	407,776
	3 介護認定審査会費	111,393,000	96,451,929	0	14,941,071	14,941,071
	4 趣旨普及費	412,000	399,916	0	12,084	12,084
	5 計画策定委員会費	557,000	256,700	0	300,300	300,300
2 保険給付費		10,687,000,000	10,251,938,914	0	435,061,086	435,061,086
	1 介護サービス等諸費	9,623,553,000	9,245,778,130	0	377,774,870	377,774,870
	2 介護予防サービス等諸費	314,100,000	312,708,747	0	1,391,253	1,391,253
	3 その他諸費	10,000,000	8,742,766	0	1,257,234	1,257,234
	4 高額介護サービス等費	262,947,000	262,217,265	0	729,735	729,735
	5 高額医療合算介護サービス等費	35,000,000	28,442,414	0	6,557,586	6,557,586
	6 特定入所者介護サービス等費	441,400,000	394,049,592	0	47,350,408	47,350,408
5 地域支援事業 費		570,358,000	510,701,626	0	59,656,374	59,656,374
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	317,640,000	268,845,950	0	48,794,050	48,794,050
	2 包括的支援事業・任意事業費	252,718,000	241,855,676	0	10,862,324	10,862,324
6 基金積立金		234,692,000	234,672,397	0	19,603	19,603
	1 基金積立金	234,692,000	234,672,397	0	19,603	19,603

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
7 公債費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 公債費	500,000	0	0	500,000	500,000
8 諸支出金		142,258,000	140,199,498	0	2,058,502	2,058,502
	1 償還金及び還付加算 金	142,258,000	140,199,498	0	2,058,502	2,058,502
9 予備費		7,582,000	0	0	7,582,000	7,582,000
	1 予備費	7,582,000	0	0	7,582,000	7,582,000
歳 出 合 計		11,899,930,000	11,370,024,498	0	529,905,502	529,905,502

議第 96 号

令和 6 年度天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和6年度

天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	1, 537, 349, 466 円
歳出合計	1, 529, 927, 800 円
歳入歳出差引残額	7, 421, 666 円

令和6年度 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 後期高齢者医療保険料		1,042,527,000	997,061,180	995,236,278	269,200	2,268,802	△ 47,290,722
	1 後期高齢者医療保険料	1,042,527,000	997,061,180	995,236,278	269,200	2,268,802	△ 47,290,722
2 使用料及び手数料		124,000	131,200	131,200	0	0	7,200
	1 手数料	124,000	131,200	131,200	0	0	7,200
4 繰入金		516,103,000	516,102,349	516,102,349	0	0	△ 651
	1 一般会計繰入金	516,103,000	516,102,349	516,102,349	0	0	△ 651
5 繰越金		7,122,000	7,122,270	7,122,270	0	0	270
	1 繰越金	7,122,000	7,122,270	7,122,270	0	0	270
6 諸収入		19,179,000	18,757,369	18,757,369	0	0	△ 421,631
	1 延滞金、加算金及び過料	53,000	54,900	54,900	0	0	1,900
	2 預金利子	58,000	61,574	61,574	0	0	3,574
	3 償還金及び還付加算金	1,000,000	818,700	818,700	0	0	△ 181,300
	4 雑入	18,068,000	17,822,195	17,822,195	0	0	△ 245,805
歳 入 合 計		1,585,055,000	1,539,174,368	1,537,349,466	269,200	2,268,802	△ 47,705,534

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		41,577,000	34,323,277	0	7,253,723	7,253,723
	1 総務管理費	39,326,000	33,078,832	0	6,247,168	6,247,168
	2 徴収費	2,251,000	1,244,445	0	1,006,555	1,006,555
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,541,978,000	1,494,785,623	0	47,192,377	47,192,377
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,541,978,000	1,494,785,623	0	47,192,377	47,192,377
4 諸支出金		1,000,000	818,900	0	181,100	181,100
	1 償還金及び還付加算金	1,000,000	818,900	0	181,100	181,100
5 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳 出 合 計		1,585,055,000	1,529,927,800	0	55,127,200	55,127,200

議第 97 号

令和 6 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和6年度

天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	106,597,979	円
歳出合計	106,491,721	円
歳入歳出差引残額	106,258	円

令和6年度 浄化槽市町村整備推進事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
2 使用料及び手数料		58,403,000	58,482,265	57,785,932	0	696,333	△ 617,068
	1 使用料	58,403,000	58,482,265	57,785,932	0	696,333	△ 617,068
6 繰入金		72,829,000	48,693,000	48,693,000	0	0	△ 24,136,000
	1 一般会計繰入金	72,829,000	48,693,000	48,693,000	0	0	△ 24,136,000
7 繰越金		105,000	105,898	105,898	0	0	898
	1 繰越金	105,000	105,898	105,898	0	0	898
8 諸収入		11,000	13,149	13,149	0	0	2,149
	2 雑入	11,000	13,149	13,149	0	0	2,149
歳 入 合 計		131,348,000	107,294,312	106,597,979	0	696,333	△ 24,750,021

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 浄化槽市町村 整備推進事業 費		114,103,000	89,458,064	0	24,644,936	24,644,936
	1 浄化槽市町村整備推 進事業費	114,103,000	89,458,064	0	24,644,936	24,644,936
3 公債費		17,045,000	17,033,657	0	11,343	11,343
	1 公債費	17,045,000	17,033,657	0	11,343	11,343
4 予備費		200,000	0	0	200,000	200,000
	1 予備費	200,000	0	0	200,000	200,000
歳 出	合 計	131,348,000	106,491,721	0	24,856,279	24,856,279

議第 98 号

令和 6 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和6年度

天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	293,481,731円
歳出合計	279,673,800円
歳入歳出差引残額	13,807,931円

令和6年度 国民健康保険診療施設特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 診療収入		99,000,000	98,730,187	98,730,187	0	0	△ 269,813
	1 診療収入	99,000,000	98,730,187	98,730,187	0	0	△ 269,813
2 使用料及び手数料		746,000	718,679	718,679	0	0	△ 27,321
	1 手数料	746,000	718,679	718,679	0	0	△ 27,321
3 国庫支出金		779,000	271,000	271,000	0	0	△ 508,000
	1 国庫補助金	779,000	271,000	271,000	0	0	△ 508,000
5 財産収入		509,000	507,165	507,165	0	0	△ 1,835
	1 財産運用収入	508,000	507,165	507,165	0	0	△ 835
	2 財産売払収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
6 繰入金		159,482,000	154,482,000	154,482,000	0	0	△ 5,000,000
	1 一般会計繰入金	159,293,000	154,293,000	154,293,000	0	0	△ 5,000,000
	2 特別会計繰入金	189,000	189,000	189,000	0	0	0
7 繰越金		16,487,000	16,487,181	16,487,181	0	0	181
	1 繰越金	16,487,000	16,487,181	16,487,181	0	0	181
8 諸収入		9,455,000	11,185,519	11,185,519	0	0	1,730,519
	1 諸収入	9,455,000	11,185,519	11,185,519	0	0	1,730,519
9 市債		12,600,000	11,100,000	11,100,000	0	0	△ 1,500,000
	1 市債	12,600,000	11,100,000	11,100,000	0	0	△ 1,500,000
歳 入 合 計		299,058,000	293,481,731	293,481,731	0	0	△ 5,576,269

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務管理費		192,226,000	181,914,152	0	10,311,848	10,311,848
	1 総務管理費	192,226,000	181,914,152	0	10,311,848	10,311,848
2 医業費		49,723,000	42,190,412	0	7,532,588	7,532,588
	1 医業費	49,723,000	42,190,412	0	7,532,588	7,532,588
3 基金積立金		1,000	165	0	835	835
	1 基金積立金	1,000	165	0	835	835
4 公債費		56,508,000	55,569,071	0	938,929	938,929
	1 公債費	56,508,000	55,569,071	0	938,929	938,929
5 予備費		600,000	0	0	600,000	600,000
	1 予備費	600,000	0	0	600,000	600,000
歳 出 合 計		299,058,000	279,673,800	0	19,384,200	19,384,200

議第 99 号

令和 6 年度天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和6年度

天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	156,952,675	円
歳出合計	147,185,326	円
歳入歳出差引残額	9,767,349	円

令和6年度 斎場事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 使用料及び手数料		9,583,000	8,884,495	8,884,495	0	0	△ 698,505
	1 使用料	9,583,000	8,884,495	8,884,495	0	0	△ 698,505
3 繰入金		138,351,000	138,351,000	138,351,000	0	0	0
	1 繰入金	138,351,000	138,351,000	138,351,000	0	0	0
4 繰越金		4,117,000	4,117,180	4,117,180	0	0	180
	1 繰越金	4,117,000	4,117,180	4,117,180	0	0	180
5 諸収入		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	2 雑入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
6 市債		6,200,000	5,600,000	5,600,000	0	0	△ 600,000
	1 市債	6,200,000	5,600,000	5,600,000	0	0	△ 600,000
歳 入 合 計		158,252,000	156,952,675	156,952,675	0	0	△ 1,299,325

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 斎場事業費		78,424,000	69,397,559	0	9,026,441	9,026,441
	1 斎場事業費	78,424,000	69,397,559	0	9,026,441	9,026,441
2 公債費		77,828,000	77,787,767	0	40,233	40,233
	1 公債費	77,828,000	77,787,767	0	40,233	40,233
3 予備費		2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
	1 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
歳 出 合 計		158,252,000	147,185,326	0	11,066,674	11,066,674

議第 100 号

令和 6 年度天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市一町田財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

令和6年度

天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	14,731,404円
歳出合計	549,190円
歳入歳出差引残額	14,182,214円

令和6年度 一町田財産区特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 財産収入		74,000	177,355	177,355	0	0	103,355
	1 財産運用収入	72,000	74,652	74,652	0	0	2,652
	2 財産売払収入	2,000	102,703	102,703	0	0	100,703
2 繰越金		14,503,000	14,516,144	14,516,144	0	0	13,144
	1 繰越金	14,503,000	14,516,144	14,516,144	0	0	13,144
3 諸収入		2,000	37,905	37,905	0	0	35,905
	1 預金利子	1,000	8,115	8,115	0	0	7,115
	2 雑入	1,000	29,790	29,790	0	0	28,790
歳 入 合 計		14,579,000	14,731,404	14,731,404	0	0	152,404

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		1,263,000	549,190	0	713,810	713,810
	1 総務管理費	1,263,000	549,190	0	713,810	713,810
2 予備費		13,316,000	0	0	13,316,000	13,316,000
	1 予備費	13,316,000	0	0	13,316,000	13,316,000
歳 出 合 計		14,579,000	549,190	0	14,029,810	14,029,810

議第 101 号

令和 6 年度天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市新合財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

令和6年度

天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	1, 281, 203 円
歳出合計	49, 816 円
歳入歳出差引残額	1, 231, 387 円

令和6年度 新合財産区特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 財産収入		2,000	0	0	0	0	△ 2,000
	1 財産売払収入	2,000	0	0	0	0	△ 2,000
2 繰越金		1,268,000	1,280,499	1,280,499	0	0	12,499
	1 繰越金	1,268,000	1,280,499	1,280,499	0	0	12,499
3 諸収入		2,000	704	704	0	0	△ 1,296
	1 預金利子	1,000	704	704	0	0	△ 296
	2 雑入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳 入 合 計		1,272,000	1,281,203	1,281,203	0	0	9,203

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		295,000	49,816	0	245,184	245,184
	1 総務管理費	295,000	49,816	0	245,184	245,184
2 予備費		977,000	0	0	977,000	977,000
	1 予備費	977,000	0	0	977,000	977,000
歳 出 合 計		1,272,000	49,816	0	1,222,184	1,222,184

議第 102 号

令和 6 年度天草市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度天草市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 103 号

令和 6 年度天草市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 6 年度天草市水道事業会計に係る利益を処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度天草市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 104 号

令和 6 年度天草市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 6 年度天草市下水道事業会計に係る利益を処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度天草市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

天草市長 馬場 昭治